

いしかわ
百万石
文化祭
2023



令和4年度

行政監査報告書

【プロポーザル方式による随意契約について】

石川県監査委員

目 次

		頁
第 1	監査の趣旨	1
第 2	監査のテーマと選定理由	1
1	監査のテーマ	1
2	選定理由	1
第 3	監査の実施概要	1
1	監査の実施時期	1
2	監査の項目	1
3	監査対象機関及び契約	1
4	監査の実施方法	2
第 4	監査の結果	2
1	プロポーザル方式による契約事務について	2
2	事業者の選定における透明性、公正性及び競争性の確保について	10
3	業務の成果の検証及び評価について	16
第 5	意見	19
1	プロポーザル方式による契約事務について	19
2	事業者の選定における透明性、公正性及び競争性の確保について	21
3	業務の成果の検証及び評価について	22
4	総括	23
5	結び	24
(資料)		
1	書面調査の項目	27
2	監査対象機関	28
3	契約状況一覧	30
4	関係法令（抜粋）	33

第1 監査の趣旨

今回の行政監査は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「地方自治法」という。）第199条第2項の規定により、県が法令等の定めに基づき適正に事務を執行しているかなどについて、個別のテーマを定めて実施したものである。

第2 監査のテーマと選定理由

1 監査のテーマ

プロポーザル方式による随意契約について

2 選定理由

近年、高度な創造性及び専門的な技術や経験を必要とする業務について、価格競争のみによらず、複数の者から企画又は技術提案を求め、その内容を審査の上、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定するプロポーザル方式による随意契約が見受けられる。

随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方法の例外であることから、プロポーザル方式による随意契約（建築設計の業務委託契約等は除く。）の状況を監査し、今後の適正かつ効果的な運用に資することとした。

第3 監査の実施概要

1 監査の実施時期

令和4年7月から令和5年2月まで

2 監査の項目

- (1) プロポーザル方式による契約事務について
- (2) 事業者の選定における透明性、公正性及び競争性の確保について
- (3) 業務の成果の検証及び評価について

3 監査対象機関及び契約

今回の監査においては、本庁及び出先機関の全ての211所属を対象とした。

なお、監査対象機関については、28頁から29頁に記載のとおりである。

当該監査におけるプロポーザル方式による随意契約の定義は、その業務の目的を果たすため、公募又は指名により複数の者から企画又は技術提案を求め、その内容を審査の上、企画内容や業務遂行能力が最も優れた者を選定し、契約を締結したものとした。

対象とした契約は、令和元年度、令和2年度及び令和3年度に県が締結したプロポーザル方式による随意契約（建築設計の業務委託契約等は除く。）とし、同様の業務の契約方法が年度ごとにどのように行われているかを継続的に確認することとした。

4 監査の実施方法

監査対象機関にプロポーザル方式による随意契約の状況を把握するため、令和4年7月1日を調査基準日として書面調査を実施した。

また、書面調査の結果を踏まえ、抽出した5所属6件の契約事務について、実地調査を行った。（表1）

表1 実地調査所属と業務名

実地調査所属	業務名	契約締結年度
県民交流課	石川県庁舎総合案内等業務	令和元・2・3年度
医療対策課	看護師等再就業支援事業	令和元・2・3年度
生活安全課	SNS等を活用した若者向け消費者教育推進業務	令和2年度
産業政策課	デジタル化実践道場開講事業 (外観検査・設備保全・生産計画最適化) ※1	令和元・2・3年度
	デジタル化実践道場開講事業 (現場カイゼン) ※2	令和元・2・3年度
競馬総務課	金沢競馬販売促進事業	令和元・2・3年度

※1 令和元年度、令和2年度はA I実践道場開講事業

※2 令和元年度、令和2年度はI o T実践道場開講事業

第4 監査の結果

1 プロポーザル方式による契約事務について

(1) プロポーザル方式による随意契約の状況について

県が締結したプロポーザル方式による随意契約は、令和元年度は21所属117件、令和2年度は20所属97件、令和3年度は14所属112件であった。

1つのプロポーザル方式により複数の契約を締結した件数を1件とすると、令和元年度は21所属30件、令和2年度は20所属27件、令和3年度は14所属25件であった。このうち特定調達契約は、令和元年度は2件、令和2年度は5件、令和3年度は1件であった。（表2）

表2 プロポーザル方式による随意契約の状況

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	所属数	契約数	所属数	契約数	所属数	契約数
あり	21	117	20	97	14	112
1つのプロポーザル方式により複数の契約を締結した件数を1件とした場合	21	30	20	※27	14	25
うち特定調達契約	2	2	3	※5	1	1
なし	190	—	191	—	197	—
合 計	211	117	211	97	211	112

※ うち2件は県と市町で構成する任意団体がプロポーザル方式を実施し、県が契約を締結している。

また、県に事務局を置く実行委員会等においても、プロポーザル方式による随意契約が実施されており、令和3年度にプロポーザル方式による随意契約があったのは12所属であり、団体数及び契約数は15団体35件であった。（表3）

表3 令和3年度所属別のプロポーザル方式による随意契約の状況

部 局 名	所 属 名	県	実行委員会等	
		契約数	団体数	契約数
総務部	人事課	1		
	デジタル推進課	1		
企画振興部	企画課	1	1	1
	地域振興課		1	10
	空港企画課		1	1
県民文化スポーツ部	県民交流課	1		
	いしかわ百万石文化祭推進室		1	2
健康福祉部	長寿社会課	1	1	1
	障害保健福祉課		1	1
	医療対策課	2		
	地域医療推進室	1		
	中央病院	2		
商工労働部	産業政策課	7		
	経営支援課		1	1
	労働企画課	2		
観光戦略推進部	観光企画課		3	13
	誘客戦略課		2	2
	国際観光課	1		
農林水産部	生産流通課		1	1
	畜産振興・防疫対策課		1	1
競馬事業局	競馬総務課	3		
土木部	道路整備課	1		
教育委員会	庶務課	1		
	生涯学習課		1	1
合 計		25	15	35

なお、今回の監査では、県が締結したプロポーザル方式による随意契約で、1つのプロポーザル方式により複数の契約を締結した件数を1件として報告書を取りまとめている。（30頁～32頁「契約状況一覧」参照）

業務内容は、研修・職業訓練業務、広報業務、電算システム・プログラム作成・運営・保守業務等であり、いずれの年度も業務内容は多岐にわたっていた。（表４）

表４ プロポーザル方式による随意契約の業務内容

業務内容		令和元年度	令和２年度	令和３年度	合計
研修・職業訓練業務		5	4	5	14
広告業務、ポスター、パンフレット等作成業務		4	4	3	11
電算システム・プログラム作成・運営・保守業務		3	3	1	7
調査・統計・分析業務		1	1	4	6
施策提言・実施業務		1	2	2	5
イベント企画・運営業務		4			4
施設管理運営業務		2		1	3
その他		10	13	9	32
(内訳)	旅費支給事務に関する労働者派遣業務	1	1	1	3
	総合案内、団体見学案内、庁内放送等業務	1	1	1	3
	電話相談業務	1	1	1	3
	金沢競馬の実況放送等業務	1	1	1	3
	冬期道路気象予測業務	1	1	1	3
	展示設計業務	1			1
	計画策定業務	1			1
	モニターツアーの開催及び広報等業務	1			1
	観光素材の発掘・磨き上げ業務	1			1
	県議会主催海外行政調査業務	1			1
	物品調達業務		2		2
	印刷及びその封入封かん業務		1		1
	消防防災ヘリコプターの運航・保守等業務		1		1
	移転業務		1		1
	新型コロナウイルス感染症に係る慰労金支給や環境整備の助成業務		1		1
	キャンペーン事務局の運営及び広報等業務		1		1
	給食調理業務		1		1
	診療材料等の調達、管理、搬送等業務			1	1
	薬剤の調達、管理、搬送等業務			1	1
	県内中小企業の課題解決のためのコーディネーター業務			1	1
特別支援学校校舎建設に係る基本計画の策定業務			1	1	
合計		30	27	25	82

契約額は、令和元年度と令和２年度は１００万円以上５００万円未満、令和３年度は５００万円以上１，０００万円未満が最も多かった。（表５）

表5 プロポーザル方式による随意契約の契約額

(件)

契 約 額	令和元年度	令和2年度	令和3年度
100万円未満	2		
100万円以上500万円未満	12	9	6
500万円以上1,000万円未満	6	4	10
1,000万円以上1,500万円未満	2	1	3
1,500万円以上3,000万円未満	3	4	1
3,000万円以上1億円未満	2	5	4
うち特定調達契約		3	1
1億円以上	3	4	1
うち特定調達契約	2	2	
合 計	30	27	25

※ 契約が継続中のものは基準日時点の契約額とした。

※ 単価契約は支出実績総額とした。

(2) 受託業務の再委託について

受託業務の再委託を行っているのは、令和元年度は2件、令和2年度は4件、令和3年度は2件であり、いずれも契約書に再委託の条項が定められており、再委託するにあたり事前に協議が行われていた。(表6)

表6 再委託の有無

(件)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
あ り	2	4	2
な し	28	23	23
合 計	30	27	25

(3) プロポーザル方式による随意契約とした理由及び事務手続について

プロポーザル方式による随意契約とした理由は、高度な技術力・企画力、専門性や豊かな経験が要求されるものが多く、令和3年度は24件であった。(表7)

表7 プロポーザル方式による随意契約とした理由

(件)

理 由	令和元年度	令和2年度	令和3年度
高度な技術力・企画力、専門性や豊かな経験が要求される	18	21	24
事業者から自由な提案を求めた方が優れた成果が期待できる	12	6	1
合 計	30	27	25

プロポーザル方式による随意契約を実施する際に事業者に示す実施要領等は、いずれの年度も全て作成されていたが、プロポーザル方式による随意契約とした理由を起案文書に記載していないものが多く、いずれの年度も半数を超えており、令和3年度は14件であった。(表8)

表8 プロポーザル方式による随意契約とした理由の起案文書への記載の有無
(件)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
あ り	13	13	11
な し	17	14	14
合 計	30	27	25

予定価格は、いずれの年度も全て作成されており、予定価格の積算方法は、提案時の事業者からの見積額としたものが最も多く、令和3年度は15件であった。(表9)

表9 予定価格の積算方法

(件)

積 算 方 法		令和元年度	令和2年度	令和3年度
提案時の事業者からの見積額とした		16	16	15
県・国基準、市販本等の単価表を参考とした		3	4	4
類似業務の過去の実績を参考とした		7	1	2
その他 (内訳)	過去の実績を参考とした	1	2	1
	事業者の見積額を参考とした	3	4	2
	委託料の上限額とした			1
合 計		30	27	25

(4) 公募方法や周知について

提案を求める公募方法は、公告によって不特定多数の者から応募者を募る、より競争性の高い公募型がほとんどであり、令和3年度は24件であった。また、県が選定条件に合う複数の者を指名し、提案内容を求める指名型が、令和3年度は1件であった。

(表10)

表10 提案を求める公募方法

(件)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
公募型	24	24	24
指名型	6	3	1
合 計	30	27	25

このうち、指名型プロポーザル方式による随意契約を毎年度実施していた医療対策課の看護師等再就業支援事業について、その理由や実施方法を確認するため、実地調査を行った。

当該業務は医療機関等で看護職員として再就業を目指す未就業の看護職員を対象に、就業前の研修を実施し、看護職員が再就業に必要な基本的な臨床実践能力を習得できるように支援するものである。平成23年度から指名型プロポーザル方式による随意契約を実施しており、その理由は、起案文書にも記載されておらず、理由は不明であるとのことであった。また、指名方法は、資格要件を満たす事業者を県の競争入札参加資格者名簿（物品）から複数の者を選定していた。

公募型プロポーザル方式の募集方法は、いずれの年度も県のホームページでの募集が最も多く、令和3年度は19件であり、それぞれの所属のホームページで募集していた。

また、特定調達契約は、石川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年石川県規則第79号。以下「特例規則」という。）において、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に県公報により公告しなければならないこととされているが、プロポーザル方式による随意契約の場合も、40日前に県公報により公告されていた。（表11）

表11 公募型プロポーザル方式の募集方法（複数回答）

募 集 方 法	(件)		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
県公報	13	12	9
うち特定調達契約	2	※3	1
県ホームページ	18	17	19
新 聞			2
石川県入札情報システム	1	1	
合 計	32	30	30

※ そのほか2件は、県と市町で構成する任意団体がプロポーザル方式を実施し、県が契約を締結しているため県公報には登載していない。

プロポーザル方式による随意契約の説明会は、開催しなかったものが多く、令和3年度は19件であった。令和元年度において、説明会の開催も質問受付期間の設定もしなかったものが4件であった。（表12）

表 1 2 説明会の開催及び質問受付期間の設定の有無

(件)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
説明会を開催した	5	4	6
(内訳) 質問受付期間を設定した	5	4	6
説明会を開催しなかった	25	23	19
(内訳) 質問受付期間を設定した	21	23	19
質問受付期間を設定しなかった	4		
合 計	30	27	25

質問があった場合の回答の相手方は、企画提案書等の提案予定者全員が最も多く、令和3年度は6件であった。(表13)

表 1 3 質問の回答の相手方

(件)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
質問があった	13	15	11
(回答の相手方) 企画提案書等の提案予定者全員	7	11	6
質問者	4	3	2
全員とすべき内容は、一斉メール	1	1	1
ホームページ上で公表	2	1	3
質問がなかった	17	12	14
合 計	30	27	25

募集期間（県公報やホームページ等の掲載日から企画提案書等の提出締切日までの日数）は、最も短いのは令和元年度は10日間、令和2年度は8日間、令和3年度は9日間であった。

また、各年度の募集期間の平均は21日間から23日間であった。(表14)

表 1 4 募集期間

(件)

募集期間	令和元年度	令和2年度	令和3年度
6日～9日		1	3
10日～14日	4	5	5
15日～21日	12	7	5
22日～28日	8	5	4
29日～35日	4	6	4
36日以上	2	3	4
合 計	30	27	25
平均日数	22日	23日	21日

募集期間が短いもののうち、令和3年度において募集期間が9日間と最も短かった産業政策課のデジタル化実践道場開講事業（外観検査・設備保全・生産計画最適化）、デジタル化実践道場開講事業（現場カイゼン）について、提案内容と募集期間の関係性等を確認するため、実地調査を行った。

両業務とも、座学を中心とし、デジタル化に係る基礎知識や先行事例、活用ノウハウを習得することを目的とした初級者向けの基礎コースの実施及び実際の企業データを活用しながらデジタル技術の活用が実際の企業の課題に対してどう役立つかを学ぶ実践コースの実施を委託しており、テーマは、前者がAIの実装による各業務の最適化や業務効率化、後者がIoTの実装による生産ラインの改善である。

両業務ともプロポーザル方式による随意契約とした理由は、高度な技術力・企画力、専門性や豊かな経験が要求されるため（表7）としているが、求める提案内容と設定した募集期間が妥当かを確認したところ、デジタル技術に関する専門的な知識や講師としてのノウハウが必要であるものの、実績やノウハウがある事業者であれば、企画提案書等の作成に多大な時間を要するものではないことから、募集期間は妥当とのことであった。

企画提案書等の提案者数は、いずれの年度も1者が最も多く、令和3年度は12件であった。

また、提案者が3者までが、ほとんどを占めていた。（表15）

表15 企画提案書等の提案者数

(件)			
提案者数	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1者	13	14	12
2者	9	6	6
3者	4	5	4
4者	3		1
5者			
6者		1	1
その他※	1	1	1
合計	30	27	25

※ R元：26者、R2：22者、R3：23者

企画提案書等の提案者数が1者となる理由は、いずれの年度も業務が特殊（高度又は専門的業務）であることが最も多く、令和3年度は10件であった。（表16）

表 1 6 企画提案書等の提案者数が 1 者となる理由（複数回答）

(件)

理 由	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
業務が特殊（高度又は専門的業務）	10	10	10
委託料の上限額が低廉	6	5	6
資格要件の設定		1	
その他		1	
合 計	16	17	16

実地調査を行った産業政策課のデジタル化実践道場開講事業（外観検査・設備保全・生産計画最適化）、デジタル化実践道場開講事業（現場カイゼン）の 1 者となる理由は、委託料の上限額内での執行に加え、事業の性質上、専門的な知識のみならず、単なる導入支援にとどまらない現場伴走型の講師としての経験が求められており、実施できる事業者が少ないとのことであった。

また、同じく実地調査を行った県民交流課の石川県庁舎総合案内等業務の 1 者となる理由は、業務内容に対して委託料が低廉であることから収益面に魅力がないと想定されるとのことであった。

企画提案書等の提案者数が 1 者の場合の募集期間は様々であり、募集期間と企画提案書等の提案者数との相関関係は見られなかった。（表 1 7）

表 1 7 企画提案書等の提案者数が 1 者の場合の募集期間

(件)

募集期間	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
9 日			3
10 日～14 日	2	2	2
15 日～21 日	6	5	2
22 日～28 日	3	3	2
29 日～35 日	2	3	1
36 日以上		1	2
合 計	13	14	12

2 事業者の選定における透明性、公正性及び競争性の確保について

(1) 審査基準の公表について

審査基準の公表は、令和 3 年度は全て審査前に公表されていたが、令和元年度は 2 件、令和 2 年度は 4 件が、公表されていなかった。（表 1 8）

表 1 8 審査基準の公表

(件)			
区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
公表する	28	23	25
審査前に公表	28	22	25
審査後に公表		1	
公表しない	2	4	
合 計	30	27	25

公表している審査基準の内容は、いずれの年度も評価項目はほとんど示されており、評価項目の具体的な内容を表した評価内容も併せて公表しているものが多かったが、評価項目のみのものが、令和元年度は8件、令和2年度は7件、令和3年度は12件であった。

また、配点を公表しているのは、令和元年度は4件、令和2年度は3件、令和3年度は3件であった。(表19)

評価項目は、①提案内容、②業務実施体制、③業務実績等であり、評価内容はそれぞれの評価項目に対し、①業務への理解、②人員、③類似業務の実績等となっている。

なお、評価における着眼点として、①業務上の課題を理解した提案内容となっているか、②提案内容を実施できる人員が確保されているか、③類似する業務を継続して1年以上実施するなど受託実績は豊富であるかなどを具体的に示しているものもあった。

表 1 9 公表している審査基準の内容

(件)			
審 査 基 準	令和元年度	令和2年度	令和3年度
評価項目	27	22	24
(その他 の公表)			
評価項目のみ	8	7	12
評価内容	15	12	9
評価内容・配点	4	1	2
配点		2	1
評価内容のみ	1	1	1
合 計	28	23	25

※ 実施要領等で公表されている審査基準に基づき分類

(2) 選定委員会の委員の人数及び構成について

企画提案書等の審査を行う選定委員会は、いずれの年度も全て設置されていた。

委員の人数は、最少人数は3人であり、人数が最も多い区分は、令和元年度は4人、令和2年度と令和3年度は5人であった。委員の人数が奇数か偶数かは、令和元年度は偶数の選定委員会が多かったが、令和2年度と令和3年度は奇数の選定委員会が多かった。(表20)

表 2 0 選定委員会の委員の人数

(件)

委員の人数	令和元年度	令和2年度	令和3年度
3人	3	4	3
4人	11	8	9
5人	9	9	10
6人	4	2	
7人	2	2	
8人	1	1	1
9人			2
15人		1	
合 計	30	27	25
奇 数	14	16	15
偶 数	16	11	10

選定委員会の構成は、いずれの年度も外部有識者がいるものが半数を超え、令和3年度は18件であった。外部有識者に県職員OBがいる選定委員会は、令和元年度は8件、令和2年度は5件、令和3年度は10件であるが、選定委員会の県職員OBの人数は、いずれの年度も1人であった。(表21)

表 2 1 選定委員会の外部有識者の状況

区 分	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	件数	外部有識者の人数	県職員 の人数	件数	外部有識者の人数	県職員 の人数	件数	外部有識者の人数	県職員 の人数
外部有識者がいる	19	40	56	14	41	39	18	33	50
うち県職員OBがいる	8	8	—	5	5	—	10	10	—
外部有識者がいない(県職員のみ)	11	—	48	13	—	58	7	—	38
合 計	30	40	104	27	41	97	25	33	88

外部有識者がいる選定委員会において、外部有識者の割合は、20%以上～40%未満が最も多く、令和3年度は8件であった。(表22)

表 2 2 外部有識者の割合

(件)

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
外部有識者がいる	19	14	18
20%未満	2		
20%以上～40%未満	7	5	8
40%以上～60%未満	5	3	5
60%以上～80%未満	4	4	5
80%以上	1	2	
外部有識者がいない	11	13	7
合 計	30	27	25

選定委員会の男女構成は、令和3年度は男女ありが10件、男性のみが15件であり、女性のみを選定委員会にはなかった。（表23）

表23 選定委員会の男女構成

(件)			
区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
男女あり	13	15	10
男性のみ	17	12	15
合 計	30	27	25

選定委員会の委員の男女別人数は、男性が多く、女性を選定委員がいる場合でも、その人数は1人又は2人が多かった。選定委員総数に占める女性の割合は12.5%から15.9%であり、増加傾向は見られなかった。（表24）

表24 選定委員会の委員の男女別人数

(人)				
区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
男女あり	男性	43	56	33
	女性	18	22	16
	計	61	78	49
	女性の割合	29.5%	28.2%	32.7%
男性のみ		83	60	72
合 計		144	138	121
選定委員総数に占める女性の割合		12.5%	15.9%	13.2%

選定委員名を公表しているのは、令和2年度は1件（審査後に公表）、令和3年度は1件（審査前に公表）であり、令和元年度は公表していなかった。

また、いずれの年度も選定委員の公募は行われていなかった。

(3) 審査方法及び審査結果について

企画提案書等の提案者数と審査を受けた者の数とが異なっていたのは、令和元年度の1件のみであり、その理由は提案者の辞退であった（提案3者、審査2者）。

審査方法は、提案内容のプレゼンテーション等を行う審査（以下「プレゼン審査」という。）が、いずれの年度も多かった。審査の際、提案者の名称をどのように取り扱って審査したかは、書面審査及びプレゼン審査とも名称を明らかにしたものが多かった。

また、審査を受けた者が2者以上で提案者の名称を明らかにして審査したものが、令和元年度は17件のうち6件、令和2年度は13件のうち6件、令和3年度は13件のうち8件であった。（表25）

表 2 5 審査方法及び審査時の提案者の名称の取扱い

(件)

区 分	令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	名称を伏せて審査	名称を明らかにして審査	名称を伏せて審査	名称を明らかにして審査	名称を伏せて審査	名称を明らかにして審査
書面審査	4	7	3	9	3	8
1 者	1	4	1	8	1	6
2 者	3					1
3 者以上		3	2	1	2	1
プレゼン審査	9	10	6	9	4	10
1 者	1	7	1	4	1	4
2 者	6	1	3	3	1	4
3 者以上	2	2	2	2	2	2
合 計	13	17	9	18	7	18

令和 3 年度でのプレゼン審査において、審査を受けた者が 2 者以上で提案者の名称を明らかにして審査したものについて、その理由を書面調査で確認したところ、審査を受けた者 3 者（2 件）と最も多かったものについては、全て同業種からの申請であり、提案者の名称を出しても審査に影響はないや、業務の確実性を担保するためには事業者の社会的信用や経営状況等も考慮する必要があるとのことであり、また、審査を受けた者 2 者（4 件）については、評価項目に基づき厳正に審査しており、公正性の確保に関し特段支障が生じないや、業務の実施体制を評価項目の一つとし、提案された実施体制が会社規模等と乖離がないかを含め審査を行ったなどとのことであった。

事業者の選定方法は、いずれの年度も各選定委員が付けた点数の合計点が最も多かった者が最も多く、令和 3 年度は 2 2 件であった。（表 2 6）

表 2 6 事業者の選定方法

(件)

選 定 方 法		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
各選定委員が付けた点数の合計点が最も多かった者		23	22	22
各選定委員から最も多く 1 位を得た者		3	2	2
その他		4	3	1
(内訳)	各選定委員が付けた点数の合計点が多かった者から上位 3 者を決定	1		
	各審査項目の順位点の合計点が最も多かった者	1	1	
	全審査員の順位合計が最も少なかった者	1		
	各選定委員が付けた点数の合計点に応じて順位点を付与し、その順位点の合計が最も多かった者		1	
	選定対象の提案コースに限り、評価基準に照らして審査し、分類別に点数化を行い、採択要件に沿って決定	1	1	1
合 計		30	27	25

審査結果の通知は、いずれの年度も採択者、不採択者とも全て文書で通知されていた。その際、不採択者への通知には理由を付されていなかったが、説明を求められた場合には、理由を付すとしたものが、令和元年度は5件、令和2年度は4件、令和3年度は3件であった。（表27）

表27 審査結果の通知

区 分		(件)		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
採 択 者	文書で通知	30	27	25
	うち不採択者なし ※	15	15	14
不 採 択 者	文書で通知	15	12	10
	理由を付さない	10	8	7
	説明を求められた場合理由を付す	5	4	3
次点交渉者として通知				1

※ 企画提案書等の提案者数が1者、1つのプロポーザル方式により企画提案書等の提案者が複数いるが全ての提案者と契約を締結している場合

審査結果の公表は、いずれの年度も公表していないものが多く、令和3年度は23件であった。

また、特定調達契約は、特例規則において、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して72日以内に県公報により公示しなければならないとされており、県公報で公表しているのは全て特定調達契約であり、72日以内に公示されていた。公表内容も、落札者の名称、落札金額、落札者を決定した日等であった。

県公報以外の公表方法は、県のホームページが多く、公表内容は採択した事業者の名称のみが多かった。（表28）

表28 審査結果の公表及び公表方法と内容

区 分		(件)		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
公表している		6	5	2
複数回答	(方法) 県公報 (全て特定調達契約)	2	5	1
	(内容) 落札者の名称、落札金額、決定日等	2	5	1
	県ホームページ	5	4	1
	(内容) 採択した事業者の名称のみ	5	2	1
	採択した事業者の名称、提案者数、審査日		2	
	事業担当課で閲覧	2		
(内容) 採択した事業者の名称のみ	2			
公表していない		24	22	23
合 計		30	27	25

審査結果についての問合せへの対応は、対応を行うものが最も多く、令和3年度は19件であった。（表29）

表29 審査結果についての問合せへの対応の有無

区 分	(件)		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
行う	25	24	19
一部行う ※	2	1	4
行わない	3	2	2
合 計	30	27	25

※ 一部とは、契約者、契約金額又は審査の評価等

3 業務の成果の検証及び評価について

各年度のプロポーザル方式による随意契約のうち、令和3年度までに契約期間の業務が全て終了している契約（複数年にわたる契約は、その最終年度に業務が終了している契約）は、令和元年度は27件、令和2年度は27件、令和3年度は20件であり、これらの随意契約について、業務の実施状況の確認方法、成果の検証及び評価並びに複数年度での実施状況の調査を行った。

(1) 業務の実施状況の確認及び成果の検証について

業務の実施状況の確認は、いずれの年度も全て行われており、その方法は、定期的に委託業務報告書等により確認、業務実施現場に赴いて確認又は定期的な事務打合せ等により確認されていた。（表30）

表30 業務の実施状況の確認方法（複数回答）

確 認 方 法		(件)		
		令和元年度	令和2年度	令和3年度
定期的に委託業務報告書等により確認		18	20	17
業務実施現場に赴いて確認		11	12	7
定期的な事務打合せ等により確認		19	16	14
その他 (内訳)	委託業務報告書等により確認	1	3	
	業務実施現場に県職員を配置し、委託業者と一体となり業務運営を実施		1	
	納品により確認		2	
合 計		49	51	38

業務の成果の検証及び評価は、行っているものが多く、令和3年度は16件であった。その方法は受講者等にアンケートを実施し、次年度の業務内容の検討や仕様書等に反映させているものが多かった。一方で、検証や評価を行っていないものが、令和元年度は

9件、令和2年度は10件、令和3年度は4件であった。その理由は、他の業務と密接に関連しており、当該業務単独での評価は困難であるや、今回限りの業務であるなどであった。（表31）

表31 業務の成果の検証及び評価の有無

		(件)		
区 分		令和元年度	令和2年度	令和3年度
行っている		18	17	16
行っていない		9	10	4
(理由)	他の業務と密接に関連しており、当該業務単独での評価は困難である	2	5	2
	今回限りの業務である	4	2	1
	今後実施予定である			1
	普及啓発を目的としており、短期間での評価は困難である	2	2	
	その他	1	1	
合 計		27	27	20

このうち、業務を毎年度実施しており、業務の成果の検証及び評価を行っていない県民交流課の石川県庁舎総合案内等業務について、現地調査を行った。

当該業務は県庁舎の来庁者への案内のほか、団体見学案内や庁内放送等を行っている。

平成26年度までは指名競争入札を行っていたが、平成27年度から質の向上を図るため、公募型プロポーザル方式により事業者を決定している。プロポーザル方式による随意契約を採用して以降は、業務員に関するトラブルやクレーム等はなく、毎月、委託業者と業務員で個々の面談を実施し、業務員の質を向上させるための研修も行っている。

また、担当課と日々連絡調整を行っており、検証や評価を行う事象が発生していないため、業務の成果の検証及び評価を行っていないとのことであった。

(2) 複数年度での実施状況について

同様の業務について、令和元年度、令和2年度及び令和3年度に連続してプロポーザル方式による随意契約を実施していたものは11件であった。このうち、3年連続で提案者が同一の1者で、その者に決定したものは6件であった。（表32）

表 3 2 3年連続でプロポーザル方式による随意契約を実施していたもの

(件)

所 属 名	業 務 名	3年連続で提案者が同一の1者で、その者に決定
人事課	石川県旅費支給事務労働者派遣業務	○
県民交流課	石川県庁舎総合案内等業務	○
医療対策課	看護師等再就業支援事業	○
地域医療推進室	小児救急電話相談事業	
産業政策課	デジタル化実践道場開講事業 (外観検査・設備保全・生産計画最適化) ※1	
	デジタル化実践道場開講事業 (現場カイゼン) ※2	○
労働企画課	企業の障害者雇用促進支援事業	○
	離職者等高度人材養成推進事業	
競馬総務課	実況放送等業務	○
	金沢競馬販売促進事業	
道路整備課	石川県冬期道路気象予測業務	
合 計	11	6

※1 令和元年度、令和2年度はA I 実践道場開講事業

※2 令和元年度、令和2年度はI o T 実践道場開講事業

同様の業務について、最も古くから継続してプロポーザル方式による随意契約を実施しているのは競馬総務課の金沢競馬販売促進事業であり、平成19年度から継続して実施されていた。これについて、長年継続してプロポーザル方式による随意契約を実施しているが、これまで蓄積された企画やノウハウに基づき競争入札による業務の実施ができないかなどを確認するため、実地調査を行った。

当該業務は、金沢競馬の集客及び勝馬投票券の一層の販売を図るため、効果的かつ効率的な広告、イベント及びファンサービス等を行うものである。プロポーザル方式による随意契約を実施することとした理由は、競馬事業という特殊かつ販売促進という高度な企画力や専門性が求められる業務を実施するためには、価格だけではなく、具体的な提案内容を様々な観点から民間も含めた審査員に幅広く判断してもらう必要があるためとのことであった。競馬場に足を運んでもらうのは地元の人を中心となるが、ネット販売の対象は全国であり、いかに金沢競馬の勝馬投票券を買ってもらうかの動機付け（他の競馬場での動向を分析して広告を打つ、キャンペーンの効果的なタイミング等）は高度な企画力や専門性が必要であり、競馬事業は特殊性があるとのことであった。このことから、長年プロポーザル方式による随意契約を実施しているものであり、競争入札による事業者の決定は難しいとのことであった。

令和3年度にプロポーザル方式による随意契約を実施し、令和4年度に同様の業務があるとしたのは12件あり、このうち競争入札に変更したものはなかった。

令和2年度にプロポーザル方式による随意契約を実施し、令和3年度に同様の業務が

あるとしたのは21件あり、このうち競争入札に変更したものは3件であった。

その中で、指名競争入札に変更した生活安全課のSNS等を活用した若者向け消費者教育推進業務について、契約方法を変更したことについてどのように検討したかを確認するため、実地調査を行った。

当該業務は、成年年齢が引き下げられることに伴い、18歳、19歳の若年者が親の同意を得ることなく契約が締結できるようになることから、SNS等を活用して若者に向けた消費者教育を実施するものである。契約方法を変更した理由は、令和2年度は効果的な広告媒体の選定や若者に見てもらおうための工夫といった点で事業者の知見を活かすため、プロポーザル方式による随意契約を実施したが、令和3年度は令和2年度の経験から広告媒体や業務内容を県が決定できたことから、指名競争入札に契約方法を変更したとのことであった。契約方法を変更したことによる影響や問題点は特になく、令和4年度も引き続き指名競争入札を実施しているとのことであった。

(3) 課題、問題点

各所属がプロポーザル方式による随意契約を実施するにあたり、課題や問題点と感じていることは、次のとおりであった。

- ・応募者が少なく、多様な提案を得られていない。
- ・応募が1者しかなく、比較対象がなかった。
- ・県内全域を支援できる事業者がそもそも少なく、応募者も少ない。
- ・応募者が少ないため、実施要領の修正が課題。
- ・専門性が高く、かつ事業者との細かな情報共有等を必要とする委託内容の場合、随意契約の方が望ましい場合もあると感じる。
- ・事業者の選定には、準備段階を含めて相当な期間を要する。

第5 意見

今回の監査は、「プロポーザル方式による随意契約について」をテーマとし、本庁及び出先機関の211所属を対象に、プロポーザル方式による契約事務、事業者の選定における透明性、公正性及び競争性の確保並びに業務の成果の検証及び評価について監査を実施した。

その結果、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において検討を要する事項があった。

については、各所属において、次の点に留意し、適正な契約事務の確保を図り、効果的に事業が実施されるように努められたい。

1 プロポーザル方式による契約事務について

(1) 受託業務の再委託について

受託業務の再委託を行っているものについては、契約書に再委託の条項が定められており、再委託するにあたり事前に協議が行われていた。

(意 見)

受託業務の再委託を行う場合は契約先に業務実施体制の確認を行い、契約書の規定に基づく事務手続を行うよう引き続き努められたい。

(2) プロポーザル方式による随意契約とした理由及び事務手続について

プロポーザル方式による随意契約とした理由については、高度な技術力・企画力、専門性や豊かな経験が要求されるものが多く、その理由を起案文書に記載していないものが、いずれの年度も半数を超えていた。

(意 見)

県が締結する契約は、一般競争入札によることが原則であり、プロポーザル方式による随意契約を実施しようとする場合は、競争入札に適さない業務であり、事業目的の効果的な達成や契約手続の透明性、公正性及び競争性の確保を考慮しながら、真に必要と認められる場合に実施すべきであり、その必要性を十分に検討した上で、業務内容が競争入札に適さない具体的な理由を明らかにし、起案文書に記載するよう努められたい。

(3) 公募方法や周知について

ア 公募型プロポーザル方式の募集方法については、いずれの年度も県のホームページでの募集が最も多く、それぞれの所属のホームページで募集していた。

(意 見)

公募型プロポーザル方式の募集方法は、県のホームページに掲載するかどうか各所属に委ねられており、また、県のホームページに掲載する場合は各所属のホームページ内に掲載が行われている。しかしながら、不特定多数の者に公募型プロポーザルの実施を広く周知させる必要があることから、事業者が募集している業務を一目で分かるように公募型プロポーザルの実施一覧を掲載した専用ホームページの開設を検討されたい。

イ 募集期間については、最も短いのは令和元年度は10日間、令和2年度は8日間、令和3年度は9日間であった。

(意 見)

事業者の募集にあたっては、公募内容がより多くの事業者に周知され、参加できるよう、また、優れた企画提案書等を作成する期間が確保できるようにする必要がある。石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）では、一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日から起算して5日前に公告することとされており、企画提案

書等の作成を要するプロポーザル方式においては、今回、極端に短い期間（5日未満）はないものの、募集公告から企画提案書等の提出までの期間については、周知期間や業務の内容等を勘案して適切な日数の設定に努められたい。

ウ 企画提案書等の提案者数については、1者が最も多く、その主な理由は業務が特殊（高度又は専門的業務）なためということであった。

（意見）

企画提案書等の提案者数が1者では、提案内容の比較検討ができず、企画競争であるプロポーザル方式の特長が十分に活かしきれていない可能性があることから、1者のみの提案となった理由について、設定した要件、金額又は提案内容にあるのか、また、競争入札への変更等様々な角度から分析し、特に、類似業務を継続して実施する場合は、分析結果を踏まえ必要な対策を講じ、競争性を確保できるよう努められたい。

2 事業者の選定における透明性、公正性及び競争性の確保について

（1）審査基準の公表について

審査基準の公表については、令和3年度は全て審査前に公表されていたが、令和元年度と令和2年度は一部公表されていなかった。

また、公表している審査基準の内容は、いずれの年度も評価項目はほとんど示されており、評価項目の具体的な内容を表した評価内容も併せて公表しているものが多かったが、評価項目のみのもものが、令和元年度は8件、令和2年度は7件、令和3年度は12件であった。また、配点を公表しているものは、少なかった。

（意見）

プロポーザル方式は、価格競争とは異なり、審査基準の内容によって審査結果が左右されるものであり、より良い提案を選定する上で、審査基準は重要な要素である。選定委員会における審査は当該基準に沿って行われるため、審査の前提となるものである。事業者の選定における透明性及び公正性を確保するため、審査基準を事前に公表するよう引き続き努められたい。

また、審査基準の作成にあたっては、企画の趣旨に沿ったより具体的な提案につなげるとともに、様々な観点から評価が行えるよう評価項目にとどめることなく、その具体的な内容を表した評価内容や配点も公表するよう努められたい。

（2）選定委員会の委員の人数及び構成について

委員の人数は、最少人数は3人であり、委員の人数が、偶数の選定委員会も見受けられた。委員の構成については、半数以上の選定委員会に外部有識者が含まれていたが、県職員のみで構成されているものもあった。また、男女構成は、男性のみで構成されているものもあり、選定委員総数に占める女性の割合は2割にも達していなかった。

(意見)

委員の人数については、事業者の決定方法として票決を行う場合を考慮し、奇数にすることが合理的であるとの考えもあるため、検討されたい。(34頁参照)

委員の構成については、提案内容に応じて、特に高度な技術力や企画力等を必要とするものは、学識経験者や実務経験者等の意見を反映できるよう外部有識者を積極的に活用し、県職員のみ構成とならないよう透明性及び公正性の確保に努められたい。

男女構成については、県の審議会等委員における女性委員の割合の目標値を50%としているなど様々な場面で女性の参画が求められていることから、積極的な女性委員の活用を考慮されたい。

(3) 審査方法及び審査結果について

ア 審査の際、提案者の名称をどのように取り扱って審査したかについては、いずれの年度も書面審査及びプレゼン審査とも提案者の名称を明らかにしたものが多かった。

(意見)

提案者の名称を明らかにした理由は、業務の確実性を担保するため事業者の社会的信用や経営状況等も考慮する必要があるとのことであったが、それらは参加資格要件や提出書類に業務実績資料を提出させることで確認できるものである。本来、プロポーザル方式は最も優れた提案を行った者を選定するものであるから、提案者の名称で審査が左右されてはならない。したがって、選定委員に予断を抱かせず、恣意的な判断が入る余地をなくし、審査の公正性を保つため、特段の理由がない場合は、提案者の名称は伏せて(マスキング)行い、審査の公正性に影響を及ぼさないよう努められたい。

イ 審査結果の公表については、いずれの年度も公表していないものが多かった。

(意見)

プロポーザル方式は、価格競争とは異なり、提案内容や業務遂行能力を選定委員が評価することによって事業者が選定されることから、選定の透明性及び公正性を確保するため、審査結果の公表について検討されたい。

3 業務の成果の検証及び評価について

(1) 業務の実施状況の確認及び成果の検証について

業務の実施状況の確認については、いずれの年度も全て行われており、その方法は、定期的に委託業務報告書等により確認、業務実施現場に赴いて確認又は定期的な事務打合せ等により確認されていた。業務の成果の検証及び評価は、行っているものが多かったが、一部行っていないものもあった。

(意見)

採択した提案内容を適正に履行させるためには、契約書や仕様書にその内容を具体的に明記した上で、履行状況について、業務完了後に提出される委託業務報告書等により確認することはもとより、業務実施期間中においても把握しておくことが必要であることから、引き続き業務の確認や把握に努められたい。

また、プロポーザル方式による随意契約により実施される業務は、どの提案内容を採択するかによって業務の実施方法等が大きく変わり、業務の成果の検証及び評価を行う必要性が高いため、評価基準を設定の上、委託業務報告書等に基づき十分に検証及び評価を行い、今後の業務の改善に取り組むよう努められたい。特に、同様の業務を繰り返し実施しているものについては、公告時の仕様書に的確に反映するよう検討されたい。

(2) 複数年度での実施状況について

同様の業務については、令和元年度、令和2年度及び令和3年度に連続してプロポーザル方式による随意契約を実施していたものは11件であった。このうち、3年連続で提案者が同一の1者で、その者に決定したものは6件であった。

(意見)

プロポーザル方式による随意契約は、一般競争入札を原則とする契約方法の例外であることから、毎年度、漫然と同様の手続を行うのではなく、この方式を採用することが真に適切かつやむを得ないものであるかどうかについて、実施の都度、慎重に検討を行う必要がある。特に、長期間継続してプロポーザル方式による随意契約を実施していることにより、既に企画やノウハウが蓄積されていると思われる業務については、仕様書を見直すなど、競争入札によって業務を実施できないか検討されたい。

4 総括

監査の結果により、募集期間、選定委員会の外部有識者の有無、審査の際の提案者の名称の取扱い（マスキング）又は審査結果の公表の有無等、プロポーザル方式による随意契約の手続が各所属において異なる状況であった。

(意見)

プロポーザル方式による随意契約の手続が各所属で異なるのは、全庁的な運用基準が整備されておらず、過去の事例や他の所属の事例を参考にその都度事務処理を行っているためであると考えられる。プロポーザル方式による随意契約は契約方法の例外であり、より適正な運用が求められることから、多岐にわたる業務に共通する統一的な事務処理を行うことにより、事業者の選定が、透明性及び公正性を確保し、実施されるよう全庁的な運用基準等の策定を検討されたい。

5 結び

今回の監査においては、プロポーザル方式による随意契約について監査を実施し、検討を要する事項等を意見として述べたところである。

近年、ますます多様化する県民ニーズに的確に対応していくには、高度な技術力・企画力、専門性等を必要とする質の高い行政サービスの提供が求められている。そうした中、プロポーザル方式による随意契約は、民間事業者の能力やノウハウを活かした優れた事業成果を期待できることから、その有用性は増すものと考えられる。

一方で、県における契約は、地方自治法の規定に基づき一般競争入札により締結することが原則とされており、随意契約によるものは、その性質又は目的が競争入札に適さないものとされている。そのため、プロポーザル方式による随意契約の安易な実施は、競争入札の回避とも受け取られかねない懸念があることを十分に認識しなければならない。したがって、その実施にあたっては、競争入札によることが適さない業務であって、事業者の選定にあたっては、特定の者が有利とならないよう透明性、公正性及び競争性を確保し、県民への説明責任が果たされなくてはならない。

各所属においては、今回の監査の結果及び意見を踏まえ、今後ともプロポーザル方式の意義や手続についての理解を一層深め、適正な契約事務を執行し、効果的かつ効率的に事業が遂行されることを期待して、結びとする。

資 料

1 書面調査の項目

I 契約の有無

- ・ 令和元年度、令和2年度、令和3年度に県が締結したプロポーザル方式による随意契約の有無

II 県に事務局を置く実行委員会等

- ・ 令和3年度に県に事務局を置く実行委員会等の有無
- ・ 令和3年度に県に事務局を置く実行委員会等でのプロポーザル方式による随意契約の有無

※以下は I に該当のある場合に回答

1 プロポーザル方式による契約事務は適正に行われているか

(1) 基本項目について

- ・ 契約業務名、契約相手方の名称及び所在地、業務内容、特定調達契約の該当の有無、当初契約年月日、契約期間の開始日と終了日、当初契約金額、変更契約年月日、変更契約期間の開始日と終了日、変更増減額、変更後契約金額、変更契約額の算定者、変更の内容、変更の起因者

(2) 受託業務の再委託について

- ・ 受託業務の再委託に係る条項の有無
- ・ 本契約に係る受託業務の再委託の有無
- ・ 受託業務の再委託がある場合その内容、協議の有無、具体的な手続内容

(3) プロポーザル方式による随意契約とした理由及び事務手続について

- ・ プロポーザル方式を実施することについての決定方法
- ・ プロポーザル方式による随意契約とした理由
- ・ プロポーザル方式による随意契約とした理由の起案文書への記載の有無
- ・ 実施要領等の制定の有無
- ・ 実施要領等での委託上限額の提示の有無及び金額
- ・ 予定価格及び積算方法

(4) 公募方法や周知について

- ・ 提案を求める公募方法、指名型である場合の理由及び指名対象者への通知日
- ・ 公募型である場合の募集方法及び掲載日
- ・ 説明会の開催の有無
- ・ 質問受付期間、質問の有無、質問の回答を伝えている相手方、質問に対する最終回答日
- ・ 企画提案書等提出前の参加資格審査実施の有無
- ・ 企画提案書等提出締切日
- ・ 募集期間の開始日と終了日
- ・ 企画提案書等提出前に参加申込を受けている場合の参加表明者数
- ・ 企画提案書等提出前に参加資格審査を行っている場合の参加資格審査結果合格者数
- ・ 企画提案書等の提案者数

2 事業者の選定について、透明性、公正性及び競争性が確保されているか

(1) 審査基準の公表について

- ・ 審査基準の設定方法
- ・ 審査基準の公表の有無
- ・ 公表している場合の審査基準の内容

(2) 選定委員会の委員の人数及び構成について

- ・ 選定委員会の設置の有無
- ・ 選定委員会を設置している場合の選定委員会の構成及び人数、男女の人数
- ・ 選定委員の公募の有無
- ・ 選定委員の公表の有無

(3) 審査方法及び審査結果について

- ・ 審査日、決定日、審査を受けた者の数、審査方法、事業者の決定方法
- ・ 審査の際の提案者の名称の取扱い
- ・ 審査結果の通知方法及び通知日
- ・ 審査結果の公表の有無及び公表している場合の公表方法、公表内容又は公表していない場合の理由
- ・ 不採択者への不採用の理由の通知の有無
- ・ 審査結果についての問合せの対応

3 業務の成果の検証及び評価を行っているか ※令和3年度までに契約が終了しているものが対象

(1) 業務の実施状況の確認及び成果の検証について

- ・ 業務の実施状況の確認の有無及び確認している場合の確認方法又は確認していない場合の理由
- ・ 業務の成果の検証及び評価の実施の有無
- ・ 業務の成果の検証及び評価を行っている場合の具体的内容又は行っていない場合の理由

(2) 複数年度での実施状況について

- ・ 前年度の同様の業務の有無及び同様の業務がある場合の契約方法、契約相手、最終契約額
- ・ 同様の業務がある場合のプロポーザル方式による随意契約を実施した当初年度
- ・ 次年度の同様の業務の有無及び同様の業務がある場合の契約方法、契約相手、最終契約額

(3) 課題、問題点

- ・ プロポーザル方式による随意契約を実施するにあたっての課題、問題点

2 監査対象機関

(1) 本庁

1	総務部	秘書課
2		総務課
3		人事課
4		行政経営課
5		デジタル推進課
6		財政課
7		管財課
8		税務課
9		市町支援課
10	危機管理監室	危機対策課
11		消防保安課
12	企画振興部	企画課
13		地域振興課
14		空港企画課
15		新幹線・交通対策監室
16	県民文化スポーツ部	県民交流課
17		文化振興課
18		いしかわ百万石文化祭推進室
19		スポーツ振興課
20		男女共同参画課
21	健康福祉部	厚生政策課
22		長寿社会課
23		障害保健福祉課
24		医療対策課
25		地域医療推進室
26		健康推進課
27		薬事衛生課
28		少子化対策監室
29	生活環境部	環境政策課
30		温暖化・里山対策室
31		資源循環推進課
32		自然環境課
33		生活安全課
34	商工労働部	産業政策課
35		産業立地課
36		経営支援課
37		労働企画課
38	観光戦略推進部	観光企画課
39		誘客戦略課
40		国際観光課
41		国際交流課
42	農林水産部	農業政策課
43		里山振興室
44		生産流通課
45		畜産振興・防疫対策課
46		農業基盤課
47		森林管理課
48		水産課
49	競馬事業局	競馬総務課・競馬業務課
50	土木部	監理課
51		道路建設課
52		道路整備課
53		河川課
54		港湾課
55		砂防課
56		都市計画課
57		公園緑地課
58		建築住宅課
59		営繕課
60		水道企業課
61	出納室	出納室
62	議会議務局	総務課・議事課・企画調査課

63	教育委員会	庶務課
64		教職員課
65		学校指導課
66		生涯学習課
67		文化財課
68		保健体育課
69	公安委員会	警察本部
70	行政委員会	監査委員事務局
71	(教育、公安以外)	人事委員会事務局
72		労働委員会事務局

(2) 出先機関

1	総務部	自治研修センター
2		東京事務所
3		小松県税事務所
4		金沢県税事務所
5		中能登総合事務所
6		奥能登総合事務所
7	危機管理監室	消防学校
8	企画振興部	能登空港管理事務所
9	県民文化スポーツ部	美術館
10		歴史博物館
11		図書館
12		白山ろく民俗資料館
13		能楽堂
14		石川四高記念文化交流館
15		女性センター
16		女性相談支援センター
17	健康福祉部	南加賀保健福祉センター (南加賀保健所含む)
18		石川中央保健福祉センター 〔中央児童相談所 石川中央保健所 身体障害者更生相談所 知的障害者更生相談所 含む〕
19		能登中部保健福祉センター 〔能登中部保健所 七尾児童相談所 含む〕
20		能登北部保健福祉センター (能登北部保健所含む)
21		リハビリテーションセンター
22		保健環境センター
23		こころの健康センター
24		中央病院
25		こころの病院
26		総合看護専門学校
27		南部小動物管理指導センター
28		いしかわ子ども交流センター
29		保育専門学園
30		児童生活指導センター
31	生活環境部	白山自然保護センター
32		消費生活支援センター
33	商工労働部	大阪事務所
34		工業試験場
35		計量検定所
36		九谷焼技術研修所
37		九谷焼技術者自立支援工房
38		小松産業技術専門学校
39		金沢産業技術専門学校
40		七尾産業技術専門学校
41		能登産業技術専門学校
42		石川障害者職業能力開発校
43	農林水産部	南加賀農林総合事務所
44		石川農林総合事務所
45		県央農林総合事務所
46		中能登農林総合事務所
47		奥能登農林総合事務所
48		農林総合研究センター
49		大日川ダム管理事務所
50		南部家畜保健衛生所
51		北部家畜保健衛生所
52		水産総合センター

53	土木部	南加賀土木総合事務所
54		石川土木総合事務所
55		県央土木総合事務所
56		中能登土木総合事務所
57		奥能登土木総合事務所
58		大聖寺川ダム統合管理事務所
59		赤瀬ダム管理事務所
60		犀川ダム管理事務所
61		内川ダム管理事務所
62		安原・高橋川工事事務所
63		金沢港湾事務所
64		七尾港湾事務所
65		金沢城・兼六園管理事務所
66		手取川水道事務所
67	教育委員会	小松教育事務所
68	金沢教育事務所	
69	中能登教育事務所	
70	奥能登教育事務所	
71	教員総合研修センター	
72	生涯学習センター	
73	輪島漆芸技術研修所	
74	金沢城調査研究所	
75	大聖寺実業高等学校	
76	大聖寺高等学校	
77	加賀高等学校	
78	小松商業高等学校	
79	小松工業高等学校	
80	小松高等学校	
81	小松明峰高等学校	
82	寺井高等学校	
83	鶴来高等学校	
84	松任高等学校	
85	翠星高等学校	
86	野々市明倫高等学校	
87	金沢錦丘高等学校	
88	金沢錦丘中学校	
89	金沢泉丘高等学校	
90	金沢二水高等学校	
91	金沢伏見高等学校	
92	金沢辰巳丘高等学校	
93	金沢商業高等学校	
94	工業高等学校	
95	金沢桜丘高等学校	
96	金沢西高等学校	
97	金沢北陵高等学校	
98	金沢向陽高等学校	
99	内灘高等学校	
100	津幡高等学校	
101	宝達高等学校	
102	羽咋高等学校	
103	羽咋工業高等学校	
104	志賀高等学校	
105	鹿西高等学校	
106	七尾東雲高等学校	
107	七尾高等学校	
108	田鶴浜高等学校	
109	穴水高等学校	
110	門前高等学校	
111	能登高等学校	
112	輪島高等学校	
113	飯田高等学校	

114	教育委員会	加賀聖城高等学校
115		小松北高等学校
116		金沢中央高等学校
117		羽松高等学校
118		七尾城北高等学校
119		盲学校
120		ろう学校
121		明和特別支援学校
122		いしかわ特別支援学校
123		小松瀬領特別支援学校
124		錦城特別支援学校
125		小松特別支援学校
126		七尾特別支援学校
127	医王特別支援学校	
128	公安委員会	金沢中警察署
129	金沢東警察署	
130	金沢西警察署	
131	大聖寺警察署	
132	小松警察署	
133	能美警察署	
134	白山警察署	
135	津幡警察署	
136	羽咋警察署	
137	七尾警察署	
138	輪島警察署	
139	珠洲警察署	

3 契約状況一覧

[令和元年度]

部局名	所属名	業務名	契約額(円)
総務部	人事課	石川県旅費支給事務労働者派遣業務	6,237,440
	税務課	MPN収納サービス提供等業務	474,900
	自治研修センター	石川県職員研修事業	8,121,444
危機管理監室	危機対策課	石川県総合防災情報システム更新業務	128,502,000
企画振興部	新幹線・交通対策監室	住民参加による南加賀の隠れた魅力の発掘・発信事業	1,998,700
		北陸新幹線県内全線開業に向けた石川県の魅力発信事業	4,499,999
県民文化スポーツ部	県民交流課	石川県庁舎総合案内等業務	11,423,390
	文化振興課	新石川県立図書館展示設計業務	29,995,827
		石川県立図書館第一期新システム	202,290,000
		新石川県立図書館移転に向けた準備計画策定業務	1,980,000
健康福祉部	医療対策課	看護師等再就業支援事業	5,202,968
	地域医療推進室	小児救急電話相談事業	9,253,007
	健康推進課	「企業対抗型健康づくり事業」実施に係る業務	3,000,000
	こころの病院	給食業務	299,772,000
		医療事務等業務	59,861,736
生活環境部	生活安全課	令和元年度高齢消費者被害防止寸劇出前講座事業 * そのほか2件の契約あり	200,000
		石川県特殊詐欺等被害防止DVD制作等業務	3,960,000
商工労働部	産業政策課	AI実践道場開講事業	19,800,000
		IoT実践道場開講事業	8,339,779
	労働企画課	企業の障害者雇用促進支援事業	1,350,085
		離職者等高度人材養成推進事業(No.7845C、就職PC実務科) * そのほか85件の契約あり	3,034,210
観光戦略推進部	観光企画課	金沢城・兼六園における加賀百万石の歴史・文化回遊ガイドツアー事業	2,984,000
	誘客戦略課	母娘旅いしかわ推進事業	2,994,445
	国際観光課	外国人旅行者の加賀・能登への誘客業務	2,200,000
		外国人旅行者向け素材発掘・磨き上げ強化事業	1,996,500
農林水産部	農業基盤課	令和元年度担い手育成型ほ場整備調査設計等事業石川地区ほ場整備新技術導入調査検討業務	10,038,600
競馬事業局	競馬総務課	実況放送等業務	8,546,553
		平成31年度金沢競馬販売促進事業	67,662,191
土木部	道路整備課	石川県冬期道路気象予測業務	19,800,000
議会事務局	総務課	石川県議会議員スウェーデン・デンマーク地方行政調査手配業務	1,881,340

※ 契約が継続中のものは基準日時点の契約額とした。

※ 単価契約は支出実績総額とした。

[令和2年度]

	部 局 名	所 属 名	業 務 名	契約額(円)
1	総務部	人事課	石川県旅費支給事務労働者派遣業務	6,125,241
2		管財課	石川県公有財産管理システム構築業務	34,100,000
3		税務課	県税の納税通知書等作成及び封入封かん業務	19,948,741
4			クレジット収納業務	1,259,500
5	危機管理監室	消防保安課	石川県消防防災ヘリコプター運航管理業務	59,400,000
6	県民文化スポーツ部	県民交流課	石川県庁舎総合案内等業務	11,560,036
7		文化振興課	石川県立図書館移転業務	85,419,400
8			石川県立図書館第二期新システム(その1)の構築業務	227,700,000
9	健康福祉部	厚生政策課	石川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療・介護・障害分)運営業務	11,180,218,981
10		医療対策課	看護師等再就業支援事業	3,000,000
11		地域医療推進室	小児救急電話相談事業	9,149,184
12		少子化対策監室	里親制度普及啓発業務事業	1,999,000
13		中央病院	石川県立中央病院ISO15189認定取得支援コンサルティング業務	3,223,000
14	生活環境部	生活安全課	SNS等を活用した若者向け消費者教育推進業務	2,100,000
15	商工労働部	産業政策課	AI実践道場開講事業	19,712,000
16			IoT実践道場開講事業	16,901,540
17		労働企画課	企業の障害者雇用促進支援事業	1,660,450
18			離職者等高度人材養成推進事業(No.5-02-17-140-02-0185就職PC実務科) * そのほか70件の契約あり	2,237,840
19	観光戦略推進部	誘客戦略課	国のGo To トラベル事業と連動した石川県特産品プレゼント事業	374,443,000
20		国際観光課	海外向け石川県観光プロモーション映像制作業務	1,998,000
21	農林水産部	農業基盤課	令和2年度県営震災対策農業施設整備事業多根ダム地区耐震性評価業務	6,930,000
22	競馬事業局	競馬総務課	実況放送等業務	9,099,486
23			令和2年度金沢競馬販売促進事業	58,524,776
24	土木部	道路整備課	石川県冬期道路気象予測業務	17,600,000
25	教育委員会	庶務課	石川県立錦城特別支援学校給食業務	3,272,500
26			タブレット端末調達(Chromebook) * 県と市町で構成する任意団体がプロポーザル方式を実施し、県が契約を締結	159,136,010
27			タブレット端末調達(iPad) * 県と市町で構成する任意団体がプロポーザル方式を実施し、県が契約を締結	54,539,878

※ 単価契約は支出実績総額とした。

[令和3年度]

	部局名	所属名	業務名	契約額(円)
1	総務部	人事課	石川県旅費支給事務労働者派遣業務	7,476,117
2		デジタル推進課	石川県情報セキュリティクラウド構築	98,428,000
3	企画振興部	企画課	西部緑地公園再整備に向けた調査業務	9,680,000
4	県民文化スポーツ部	県民交流課	石川県庁舎総合案内等業務	12,014,200
5	健康福祉部	長寿社会課	令和3年度地域包括ケア推進のための伴走型保険者支援事業	2,970,000
6		医療対策課	看護師等再就業支援事業	3,000,000
7			新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設管理運営事業	29,964,745
8		地域医療推進室	小児救急電話相談事業	8,800,000
9		中央病院	石川県立中央病院診療材料等SPD業務	138,600,000
10			石川県立中央病院薬剤SPD業務	79,002,000
11	商工労働部	産業政策課	デジタル化実践道場開講事業(外観検査・設備保全・生産計画最適化)	9,392,546
12			デジタル化実践道場開講事業(現場カイゼン)	9,193,900
13			デジタル化実践道場開講事業(需要予測)	5,587,000
14			都市部副業人材活用による県内中小企業競争力強化モデル事業 *そのほか1件の契約あり	5,000,000
15			石川県における水素導入・利活用アクションプラン策定業務	11,990,000
16			石川県内企業の洋上風力発電機サプライチェーン参入に向けたアクションプラン策定業務	9,999,000
17			水素供給設備整備促進に向けた調査業務	8,998,000
18		労働企画課	企業の障害者雇用促進支援事業	1,693,450
19	離職者等高度人材養成推進事業(No.5-03-17-133-02-0104 就職PC科) *そのほか86件の契約あり		2,310,000	
20	観光戦略推進部	国際観光課	Facebookを活用した広告運用事業(台湾向け)	1,999,000
21	競馬事業局	競馬総務課	実況放送等業務	8,971,490
22			令和3年度金沢競馬販売促進事業	61,676,311
23			第21回JBC競走広報業務	52,687,522
24	土木部	道路整備課	石川県冬期道路気象予測業務	14,465,000
25	教育委員会	庶務課	いしかわ特別支援学校高等部新校舎建設工事基本計画策定業務	4,917,000

※ 契約が継続中のものは基準日時点の契約額とした(単価契約は支出予定総額)。

4 関係法令（抜粋）

○地方自治法（昭和22年法律第67号）

（契約の締結）

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3～5 略

6 競争入札に加わろうとする者に必要な資格、競争入札における公告又は指名の方法、随意契約及びせり売りの手続その他契約の締結の方法に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

（随意契約）

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三～九 略

2～4 略

○石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）

（入札の公告）

第百十二条 入札の方法により、一般競争に付そうとするときは、その入札期日から起算して少くとも五日（工事の請負の場合にあつては、建設業法施行令（昭和三十一年政令第百七十三号）第六条に規定する期間とする。）前に県公報、新聞広告その他の適当な方法により公告するものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を三日までに短縮することができる。

○石川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年石川県規則第79号）

（一般競争入札の公告）

第四条 特例政令第六条の公告は、財務規則第百十二条の規定にかかわらず、一般競争入札の入札期日の前日から起算して少なくとも四十日前（一連の調達契約のうち最初の契約以外の契約（最初の契約に係る公告において、最初の契約以外の契約に係る公告をその入札期日の前日から起算して二十四日前までに行う旨を明示したものに限り。）に係る一般競争入札については、二十四日前）に、県公報によりしなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を十日までに短縮することができる。

2 略

（落札者等の公示に関する事項）

第十一条 知事は、特定調達契約につき、一般競争入札若しくは指名競争入札により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、その日の翌日から起算して七十二日以内に、県公報により公示をしなければならない。

2 略

（参考）

○建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン（平成27年11月調査・設計等分野における品質確保に関する懇談会）

5 その他の留意事項

5-3 情報公開

(1) プロポーザル方式

① 略

②特定後

プロポーザル方式を適用した業務において特定する者が決定した場合は、速やかに以下の事項を公表する。公表の様式は、様式－1とする。

- 1) 特定した業者名
- 2) 各業者の技術評価点

(参考)

○建築設計業務委託の進め方 － 適切に設計者選定を行うためのマニュアル －

(平成 30 年 5 月全国営繕主管課長会議)

4 プロポーザル方式

(4) 書類審査の基本的考え方

応募者からの提出された書類の審査にあたっては、「透明性」、「公正性」、「競争性」を確保する必要があります。

国土交通省官庁営繕では、以下の点に留意して運用しています。

- ・ 略
- ・ 建設コンサルタント選定委員（設計者選定委員会委員）による審査の際には、公正な審査が行われるように、提出された書類の会社名、技術者名をマスキングし、恣意的な判断が入る余地をなくします。また、マスキングを行う者と審査を行う者が同一者にならないように留意します。

以下、略

(11) 建設コンサルタント選定委員会（設計者選定委員会）の内容及び運営

1) 略

2) 委員の人選、委員会の構成

設計者選定委員会は、技術的に最適な者を選定する観点から、建築に関する専門的な知識及び経験を有する者（内部職員や学識経験者等）を中心に構成することが適当です。また、必要に応じて、発注部局の職員のほかに事業部局の職員を加えることや、設計内容に応じたまちづくりや景観等の専門家を加えることが考えられます。（委員の人数は、票決を行う場合を考慮し、奇数とした方が合理的であるとの考え方もあります。）以下、略

(12) 情報公開（公表）の方法（運用ガイドラインより）

手続きの透明性・公平性を確保するため、選定基準、特定基準や特定方法については、手続開始の公示時点で明らかにしておきます。

また、技術提案書提出者の評価について記録し、特定後に速やかに公表します。

以下、略

令和4年度行政監査報告書

令和5年3月発行

石川県監査委員（監査委員事務局監査第三課）

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

直通電話 076-225-1863

F A X 076-225-1864

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansa/index.html>

メールアドレス kansa@pref.ishikawa.lg.jp